

(配布先)

施工担当部署長、建設所長
副部長、副所長、統括工事長
設備部長、安全長・安全主任
関西支店取引業者災害防止協議会

関西支店
安全環境部長

「安全帯点検週間」の実施について(通知)

令和2年度全社安全衛生計画にて制定した「安全帯点検週間」(8月1日～7日
と2月1日～7日)の実施にあたっては、部署及び作業所の実態に即した形で下記
事項を計画的に実施するよう関係者に周知願います。

記

- 1, 添付資料(1)の点検表を使用した安全帯一斉点検の実施
- 2, 安全帯の点検結果による廃棄基準に該当する等の不良品の排除
- 3, 安全帯の点検結果について、添付資料(2)の管理台帳に記録

【実施要領】

I、安全帯の点検

- 1) 今回の点検期日は、8月7日(日)までとする。
定期点検は半年を超えないよう、今後も継続する事。(次回は2月に予定)
- 2) 取引業者の点検責任者は、取引業者(一次～数次)の安全衛生責任者等
とすること。
- 3) 当社関係者の点検責任者は、統責者が管理責任者を指名して実施する事。
- 4) 対象者(対象の安全帯)は、当該作業所に点検期日に入場中の者とする。
その他の者は、事業主(雇用主)責任として点検を実施するよう指導する事。
- 5) 点検表は、関西支店版の「安全帯点検チェックリスト(定期)」(※)を使用し、
点検を行う事。(不具合のある安全帯は破棄・交換とする事。)
- 6) 一次取引業者は、二次以降の取引業者にも点検表を基に、関西支店版の
安全帯管理台帳(※)を作成させて、今回分は統責者の確認を受ける事。
(今回分の取引業者安全帯管理台帳は作業所にコピーを保管する事)
- 7) 旧規格が今年末までの使用になります。買い替えの際、新規格で購入して
ください

※関西支店版の安全帯チェックリストと安全帯管理台帳を添付しておきます
のでこちらを活用してください。

以 上